

令和2年度「地域文化・まちづくり事業助成」募集要項

趣 旨

当財団は、大阪市中心部内の教育・文化に関する事業を行い、学校教育並びに社会教育の育成と、地域文化の振興に寄与することを目的として設立された公益財団法人であり、学校教育活動並びに社会教育団体等が行う社会教育活動、生涯学習活動及び地域文化・まちづくり活動に助成を行っています。

助 成

1. 助成対象となる団体

大阪市内に所在する地域文化・まちづくり活動を行う団体

2. 助成対象となる事業

大阪市中心部内の地域文化や地域まちづくりの振興に寄与する事業。ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

この助成金は、地域文化事業助成と地域まちづくり事業助成の2種とする。

3. 助成対象となる経費

上記事業の実施に直接必要となる経費(助成金を助成対象事業以外の目的に使用することとはできません)。

4. 助成の基準

① 地域文化事業助成 20事業まで助成し、1事業あたりの助成限度額は予算で定める。

② 地域まちづくり事業助成 東地区5地域のまちづくりを行う団体に助成し、1地域当たりの助成限度額は予算で定めるが、事業数は問わない。

5. 申請受付期間 令和2年2月12日(水) ～ 2月28日(金)

期日(2月28日)を過ぎて届いた申請は、無効とします。

6. 必要提出書類

(1) 助成申請書

申請書、事業計画書、収支予算書、口座振替依頼書

(2) 添付書類

団体の定款・規約等、役員名簿、最近年度の事業・決算報告書

団体が実施した事業を紹介するパンフレット、新聞・雑誌の記事コピー等

* ご提出いただいた「助成申請書」および添付書類は一切返却いたしません。

7. 審査・選考

審査会において公正・公平に審査・選考を行い、理事会において最終的に助成先(団体)及び助成金額を決定します。

選考の結果は、決定後すみやかに申請者（代表者）に文書で通知します。なお、決定の理由等に関する問い合わせには一切応じられません。

8. 助成金の支給

事業実施 10 日前の支給を基準に、第 1 回支給 6 月末頃から以降順次支給します。

9. 事業の実施報告

助成対象事業終了後 1 ヶ月以内に報告書を提出していただきます。この報告書がない場合、助成金を返還していただきます。

提出書類は次のとおりです。

(1) 実施報告書

報告書、事業報告書、収支決算書

(2) 添付書類

支出を確認できる領収書の写し、助成対象事業の写真等、団体の当該年度の事業・決算報告書

＊ご提出いただいた「実施報告書」及び「添付書類」は一切返却いたしません。

10. 助成金の返還義務

次の場合は、助成金の全部または一部を返還していただきます。

(1) 助成金を対象事業以外または対象経費以外に使用したとき

(2) 実施報告書を提出しなかったとき

(3) 助成した事業が中止、あるいは助成期間終了後、費消されていない助成金があるとき

(4) 申請書、報告書及び添付書類に虚偽の記載があり、不適當であると認めたとき

11. 個人情報の取扱い

ご提供いただいた個人情報は、当財団の業務執行上必要な範囲に限定して利用します。また、上記目的及び法令等の定める場合を除き、事前に申請者本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供いたしません。

お問い合わせ先

公益財団法人 東教育財団

大阪府中央区南本町 2 丁目 2-11 堺筋本町西尾ビル 6 階

☎ 06-6262-7363 Fax 06-6227-8058

E-mail: higashikyoku@nifty.com